

渡来裂の軌跡 — とろめんの場合 —

奥 村 萬亀子

An accepting process for imported textiles
— The case of TOROMEN —

MAKIKO OKUMURA

Abstract: To study about the clothing habits of Japanese people in EDO period, it is a important theme to consider about their strong taste for imported textiles and the process of utilizing them. TOROMEN was a kind of well-known textile and it was imported continuously since MUROMACHI to the end of EDO period. As a woolen textile, it was dealt with relatively in lower price, but a plenty of its imitation was woven using cotton. In EDO period, TOROMEN was ranked as the second grade of textiles next to RASHA and RASEITA, and it was widely used habitually and also its imitations were used by the common people. Thus, the case of TOROMEN seems to be a typical example of the accepting process for imported materials in our country.

(Received September 12, 1997)

江戸時代の衣生活を考える時、渡来裂への関心とその受容は大きなテーマである。この期の衣生活は多くの渡来裂やその模製品によって多様なものとなった。ここに取り上げようとする“とろめん”は室町時代に使用例がみられ、節用集¹⁾にも早くにその名が定着し、以後江戸時代の教養書等²⁾には必ず登場するよく知られた渡来裂である。しかし現在の我々にはそのイメージも明確でなく馴染みもない。やはり江戸時代に愛用された羅紗やごろふくれんなどの毛織物が明治以降も多用されるのに対し、“とろめん”は姿を消して行ったようである。“とろめん”は江戸時代の渡来裂としては最も庶民層にまで享受されたものである。それというのも毛織物とはいえ羅紗・羅背板などに較べ低廉なものであったことや、また国内では生産できない毛織物を木綿によって模織したことなどによると考えられる。外来品と和製品、毛と綿という多面的な性格を持つ“とろめん”であったがゆえに、より広く庶民層までがその名を享受し、多様な服飾の様相を生み出すことにもなったのであろう。ここには現在にも通じる外来品受容の一典型をみることができるのである。

以下、(1) “とろめん”とは (2) 渡来裂と模製品 (3) 羅紗・羅背板に次ぐもの (4) 江戸後期の市井から の順に述べる。

(1)

そもそも“とろめん”はその定義が非常に困難である。文化4年(1807)に村瀬榜亭の著した『秋苑日涉』は中国古典籍を涉猟し、その表記と定義を集めている。ここにはその纖維を木綿樹の実によるもの、沙羅樹や兜羅樹の毛毳によるもの、毬(毛布)、山羊の毳絨、あるいは西蕃から来たものとする説などがある³⁾。“とろめん”についての解釈は、現在に至るまでこれらの説のいずれかを踏んで行われることが多い。

わが国における“とろめん”的用語の最も早い使用例の一つに『往生要集』[源信著 永觀2年(984)]がある。第二章「淨土をねがい求める事」の第四「五官の美しい世界の楽しみ」の一節に、

毎日、朝には〔風に〕吹かれて散る、美しい華が淨土に満ちみち、高い香りがたちこめ、その微妙で軟らかなことは兜羅綿のようである。足でその上を踏むと、四寸〔ばかり〕沈むが、足をあげてしまうと、またもとのようになる。
と弾力性のある柔らかい状態を兜羅綿に例えている⁴⁾。また、室町時代には鞍覆として使われる例がある。これらについて現代の注釈者も娑羅樹の柳絮⁵⁾、あるいはパンヤ・カポックのような木の実からとれる綿⁶⁾と解釈し

ている。江戸時代においてもこのような中国古典籍による知識を基にしながら、一方においては実際の市場に出まわっている“とろめん”についての知識が加わり、「とろめん」の語の範疇は複雑なものになったように思われる。なお、『増補染織辞典』⁷⁾によると、歴史的な解説の他に「織物組織の一。八王子・郡内及び越後地方等に於ては總て四枚継続二二の正斜文組織の別名として此の語を用ふ又とろめん綾とも云ふ」としており、綾組織の名として近代には用いられている。

(2)

江戸中期、正徳2年（1712）刊の寺島良安編『和漢三才図会』⁸⁾の「褐子」の項には、この期における“とろめん”に関する情報が集約されている。「襪褐、祀子、兜羅綿、止呂女牟」を同意語としてあげ、次のように記している。

褐子、毛布、賤者所服也、木綿和毛織之、南京為上、北京次之、山東又次之、阿蘭陀之阿留女牟左伊、倍留左伊、左阿伊、左留世有⁹⁾之縦筋¹⁰⁾皆褐之類也、京師和毛織之、和名抄所謂兔褐¹¹⁾和名止是也、然亦不好、故不和毛織之、多用襪。

ここには中国古典籍による知識と現実の状況、輸入品と和製品、素材としての綿と毛などの知識が盛られている。ここでの輸入に関する記述は、元禄年間に刊行され宝永5年（1708）に訂正増補された西川如見の『華夷通商考』⁹⁾を踏んでいると思われる。この書によると“とろめん”は南京省、北京市、山東省土産の項にあげられ、南京のものを上品とし、北京のものは南京より下品と記している。阿蘭陀土産の項には多くの裂類の中にサルゼ、アルメンサイ、ヘルサイ、サアイの名がみえる。『和漢三才図会』が“とろめん”と同類というこれら阿蘭陀土

産のものは、『長崎オランダ商館日記』の1641年（寛永18）から1650年（慶安3）の記録にみえ¹⁰⁾、またオランダ商館長が江戸参府に際して幕府に貢献する品々の中、享保から安永に至る8例にその名がみえる¹¹⁾。また反物目利が荷改めの際に輸入品について後の覚えとして作成した『端物切本帳』（東京国立博物館蔵の寛政から安政期のもの、京都工芸総合大学蔵の嘉永・安政期のもの）にもサアイ・サルセの貼付がみられる。しかしこれらの名称は一般には定着しなかったらしく、節用集などには収録されていない。

一方、“とろめん”的輸入状況を知るものとして、『唐蛮貨物帳』と『村上文書差出帳』がある。山脇悌二郎氏は「長崎輸入品については大体のことは知られているけれども、年間の輸入品目と数量とが知られる史料は極めて少ない」といわれ、その数少ない史料のうち江戸中期及び幕末期のものとしてこれら二つをあげておられる¹²⁾。氏の集計から一部を引用させていただくと、『唐蛮貨物帳』『長崎御用留』によって正徳元年（1711）に長崎に入港した54艘の積荷品目の数量を集計したものと、『村上文書差出帳』による文化元年（1804）の輸入品目と数量を集計したものとを比較されており、輸入品数量のうち絹糸・絹織物は文化元年では大幅減少が目立ち、これに関しては宝暦・明和頃から良質な和産絹織物の生産が伸びたこと¹³⁾、また幕府が反物の輸入を制限して注文貿易を行うようになったことによる解説されている。また、その他の反物もかなり減少している。その中で“とろめん”に関してのみ取り出してみると、正徳元年では6198反、文化元年では5392反でやや減少といった程度である。前者は絹以外の織物13657反のうちの45%を占め、後者は同じく絹以外の織物7369反のうちの78%を占めることになる。（表1参照）このように“とろめん”的輸入量は非常に多いが、価格は低廉であったようだ。

〔表1〕

『唐蛮貨物帳』『長崎御用留』正徳元年（1711）より

絹糸	50,276斤 5勺
反物	202,149反 656切
絹織物類（交織を含めて）	188,492ヶ 648ヶ
木綿・麻・毛織物	13,657ヶ 8ヶ
毛氈	29,556枚

『村上文書差出帳』文化元年（1804）より

絹糸	2,413斤
反物	14,366反と6巻14切
他に毛氈	14,901枚

（山脇悌二郎著『長崎の唐人貿易』より）

左のうち「とろめん」に関して

色とろめん	4,870反	6,198反
続とろめん	775ヶ	
続色とろめん	552ヶ	
続緋とろめん	1ヶ	

左のうち「とろめん」に関して

緋色とろめん	790反	5,392反
白緋とろめん	48ヶ	
反切とろめん	2,579ヶ	
色とろめん	1,325ヶ	
とろめん	650ヶ	

〔表2〕

代物替唐船壹艘切之勘定帳 宝永七寅十二月八日より

三拾壹番廣東船より一部					
へるへとあん 2端 壱端に付 341匁9分					
三拾弐番南京船より一部					
色 緞 子	20端	壹端に付	69匁 1分 3厘 5毛 0弗		
嶋 緞 子	4端		96匁 8分 7厘		
色 し ゆ す	5匁		130匁 5分 4厘		
続 白 ろ	2匁		191匁		
黒 し や	2匁		15匁 3厘		
白 紬	2匁		37匁		
色 とろめん	160匁		23匁 4分 1厘 8分 3厘		
続 とろめん	66匁		56匁 9分 0厘 9厘		
三拾五番廈門船より一部					
色 とろめん	83端	壹端に付	23匁 5分 8厘 毛 弗		
続 とろめん	151匁		46匁 9分 4厘 2厘 9厘		

阿蘭陀船四艘荷物壳立寄帳 宝永六丑年九月廿一日より

色 大 羅 紗	93端4切	壹間に付	107匁 9分 1厘 6毛 5弗 909余 (1870間 4合 2夕)		
猩 々 織	5端5切		95匁 7分 0厘 3分 0厘 25 (148間 7合 5夕)		
黒 羅 背 板	30端	壹端に付	323匁 5分 1厘 6分 6厘 66		
黒へるへとわん	29匁		282匁 3分 4厘 4分 8厘 27		
さ る ゼ	10匁		267匁 2分 0厘 0分 0厘 0		
黒 ぶ ら た	31匁		403匁 1分 4厘 1分 9厘 35		
弁 柄 嶋	2894匁		49匁 9分 9厘 1分 5厘 411		
か い き	5114匁		54匁 5分 6厘 0分 6分 8244		
黒 繻 子	542匁		158匁 2分 6厘 8分 4厘 87		
色 純 子	10匁		94匁 5分 7厘 0分 0厘 0		

『唐蛮貨物帳』¹⁴⁾より一部をとり出してみると、(表2参照) 羅紗・羅背板・へるへとわんなどの毛織物に対し、“とろめん”は5分の1から10分の1あるいはそれ以下の値段であることがわかる。とするとかなり質の低いものであったのだろうか。因みに国立歴史民俗博物館蔵の天保11年(1840)の『端物切本帳』¹⁵⁾には「色兔羅綿」8片が貼付されている。(単色、濃単色、赤、紫色、同、青茶色、黄、黄柄茶色) 羅紗よりも“へるへとわん”によく似ていて、それよりや、薄手で粗雑な綾織である。

(写真参照)

また国内の模織については、『和漢三才図会』は「和兔毛織レ之」¹⁶⁾後には「不レ和レ毛織レ之」としている。黒川真頼は『増訂工芸志料』で、慶長年間に模織が行われたとしているが、これについては確証は得られていないとされている¹⁷⁾。はっきりした模織の記述は享保17年(1732)の三宅也来著『万金産業袋』¹⁸⁾に得られる。ここでは「唐織物」の項に、

○兎羅綿 幅壹尺五寸斗。色いろいろ。但ねずみ、ふ

ぢいろ、薄柿等多し。濃き色、黒びらふど色など、大略はみな京染なり。

とあり、輸入品の染色が京都で行われたのかと思われる。また「京織物類」としては、

○京西陣織・羽織地・上下地・袴(中略) 扱これより以下みな羽織地の分、○純子織 ○木めん織(中略) ○粉とろめん ○堺とろめん ○和とろめん(中略) 此外地はかねきん木綿、和とろめんにして、京染の仕入れ羽織地には、ふんでん染 ○つしま染 ○八しほ染 ○りう久染 ○あふぎや染 ○名物染 ○日向染 右の外いと織もめん織類、西陣より出る所の上下地、羽折地あげてかぞへかたし。

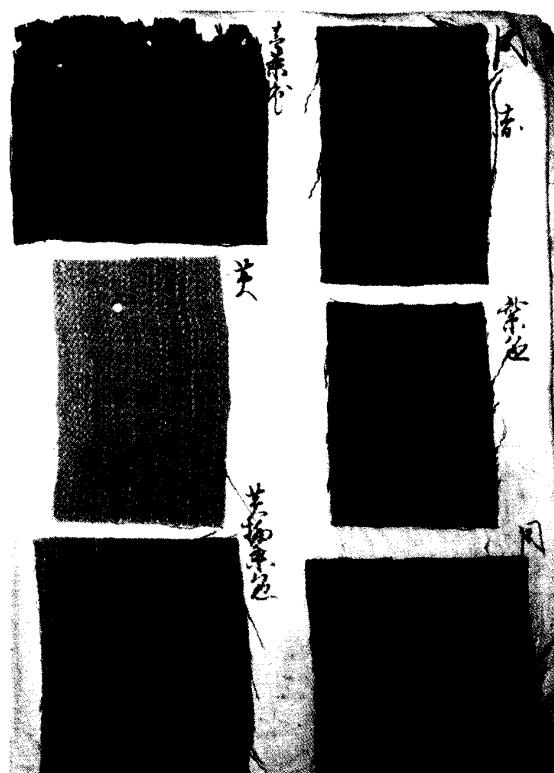
とあり、木綿羽織地としての“とろめん”が多品種あることが記されている。また宝暦4年(1754)の『日本山海名物図会』(平瀬徹斎編、長谷川光信画)¹⁹⁾も「京西陣織屋」の製品として兜羅綿をあげているし²⁰⁾、その他、寛政10年(1798)刊『萬織物染方伝書』の織物の項に「六枚トロメン」があること、文化5年(1808)『織物



(1)



(2)



(3)

- (1) 端物切本帳表紙
 (2) 色鬼羅綿 (3) 右より2列目上と同じ)
 (3) 右端列はへるへとわん、右2列目より鬼羅綿

伝書』に「格子トロメン」、文化12年（1815）『伝書』に「亀甲とろめん」の織り方があることが伝えられている²¹⁾。これらにより江戸中期以後、模織が盛んであったことがわかる。

しかし識者による“とろめん”に関する記述は毛織物としてであり、“とろめん”に対する認識は羅紗と並ぶ毛織物としてであったと思われる。蘭学者青木昆陽は『昆陽漫録』²²⁾〔宝暦13年（1763）〕で、『東西洋考』における瞿睿の説を引き、

兜羅綿。刀矢不レ能レ入ト。刀矢不レ能レ入トアレバ、今ノ兜羅綿ヨリ厚シトミユ。（中略）兜羅綿、羅紗、ワカチガタケレドモ、兜羅綿ハ羅紗ノコト、見ユ。元来西土ニテ、羅紗ヲ兜羅綿ト譯セシヲ、後アヤマリテ今ノ兜羅綿トナシタリトミヘタリ。

としている。また平賀源内は殖産興業の思想から、縮羊の毛で羅紗を織ることを試みたが、後に『風来六部集中 放屁論後編』²³⁾〔安永6年（1777）〕で、

我は綿羊を見て見本にて羅紗・らせいた・ごろふくれん・じよん・とろめん・へるへとあん・さるぜ毛氈類の毛織を織らせ、外国の渡りを待ず、用に給せんと心を碎き

と述べている。彼らの意識にあったのは外来品の毛織物の一つとしての“とろめん”であった。

このように輸入品の毛織物から和製品の綿織物まで多様な“とろめん”が出まわっていたことが考えられるが、それらが表記の上では必ずしも区別されておらず、実状の把握はいさゝか困難である。

(3)

さて次に“とろめん”的使用の状況を見て行くことにしてよう。同じ“とろめん”とは云え、室町時代と江戸時代ではその性格がかなり異なるのである。

享徳3年（1454）『殿中以下年中行事』²⁴⁾（海老名季高著）では、

- 一 七間御厩ハ公方様之御厩ニ限也。管領其外ハ五間也。
 - 一 公方様御鞍覆ハ段子金欄也。
 - 一 管領之鞍覆ハ兎羅綿。同毛氈。
 - 一 奉公之人々ニハ播磨皮。紺之鞞ハ法身之人懸也。
- と身分による鞍覆の材質についての記述がある。公方様が段子・金欄であるのに対し、管領が兎羅綿・毛氈であり、奉公人は播磨皮であるとする。また永正年間（1504～1520）の『家中竹馬記』²⁵⁾（伊豆守利綱著）は、

鞍覆は赤き毛氈並兎羅綿などは、大名などの用ひらるゝによって、諸家の内者は赤毛氈などをばせぬ也。

としている。身分によって鞍覆の材質を区別することは平安時代から行われたが、武家でも同様のことが行われ、この頃の毛氈の鞍覆は白傘袋と共に榮典として幕府から

大名や重臣に授与されるものであった²⁶⁾。ここでは“とろめん”は榮典として授与されるに値する貴重な唐物であったことがわかる。

しかし、江戸時代に入ってからの“とろめん”はこれとは少し様子が異なる。数少ない着用例に天和（1681～1683）以前に成ったとされる戸田茂睡著の『紫の一本』の場合がある。

しる人の見る事もやとて、熊谷笠をふせてかぶり、又は鼠色のとろめん羽織を打ちかぶりてゆけども、なりふりあゆみぶり、若党草履取にてやがて見しりて、手をたゝきよびかくる²⁷⁾

ここでは武士の中でも最も身分の低い若党・草履取の着るものとして一般にも認知されていたとろめん羽織の様子がわかる。

武士の服装規制をみると、金澤藩の『典制彙纂』²⁸⁾万治3年（1660）正月朔日に出された「御赦免衣類之覚」に、

大身小身并子供

一さあや 一八てう嶋 一ころさい 一ちりめん
一ちやう嶋 一のしめ 一かべちよろ 一ゑるさい
一あや嶋 一ころたん 一あるミトリん 一ねり嶋
一ど、 一とろめん 一はふたへ 一おく嶋 一ら
しやいた 一日本絲織物

とあり、また同年子ノ十二月十一日の条には、

家中小々姓

一さあや 一はふたへ 一きぬ 一ねり嶋 一くん
ない嶋 一ひの絹 一おく嶋 一ちやう嶋 一あや
嶋 一もん嶋 一らしやいたより龜相成毛羽織
一日本絲織物

又若党・掃除坊主

一絹 一くんない嶋 一ひの絹 一つむき

とある。前者では“とろめん”は「大身小身并子供」に許されているし、後者では「らしやいたより龜相成毛羽織」が「家中小々姓」に許されているが、まだ若党・掃除坊主はその外にある。しかし『紫の一本』の場合のように若党も着用するようになるのであろう。

時代は降るが同じく金澤藩の享保～宝暦（1700年代前半）と思われる「覚」に、

羅紗火事羽織之儀、只今改申ニハ不及候、拝申者
ハうんさい・もんは・とろめん等之類ニテ拝可申候、
入交申儀ハ御構無之事

とある。同様の規定が盛岡藩にもみられる。『御家被仰出』²⁹⁾文政7年9月15日（1824）に「百石以下着服左之通」の中の一条として、

一 火事羽織并合羽はかんさい³⁰⁾・とろめん・もんは
木綿ニ限可申事

とあり、百石以上と以下による羅紗・羅背板の合羽・火事羽織の着用規制に関する条項が、天保7・8年（1836～37）にもみられる。

これらのことから、“とろめん”が次第に下級武士の

着用するものとなること、羅紗・羅背板の代替品として位置づけられることがわかる。ここで“とろめん”は羅紗・羅背板に代わるものではあるが、うんさい・もんは木綿と並び置かれているところをみると、これらと並ぶ木綿織物と認識されているのであろうか。少なくともこれらに近いものとされていることは確かである。

室町時代にくらべ江戸時代におけるとろめん評価の相対的低下は、室町末から江戸初期にかけて多量の羅紗・羅背板などが輸入されたことと関係するのではなかろうか。戦国武将たちの南蛮趣味による羅紗類の使用は云うまでもないことであるが、ウイリアム・アダムスは『慶元イギリス書翰』³¹⁾の慶長18年11月(1613)の書翰に、「羅紗は過去四年間に新イスパニヤ・メキシコ及びオランダより多く輸入され、価値甚廉にして、多くは売れ残り」と書いており、彼も羅紗の売り込みに熱心であった。徳川家康が没した際〔元和2年(1616)〕の遺品目録である『駿府御分物帳』の染織品の中には“とろめん”も記載されているがその種類は少なく、「猩々緋・羅紗・へるへとらん」と較べてみると、その種類は較べものにならない。(表3参照)³²⁾ 羅紗などがおしゃれな贅沢品であるのに対し、“とろめん”はや、実用的なものであったのではないかとその評価の様子がうかがえる。

また町人の間にも羅紗の合羽・羽織が好んで用いられたことが、相次ぐ禁令から推測できる。正保5年

(1648)³³⁾、慶安2年(1649)³⁴⁾、万治3年(1660)³⁵⁾の触書に「町人らしや之合羽着し申間敷事」の項があり、また寛文8年(1668)³⁶⁾にも「町人……毛織之羽織かつは彌無用事」の一項がある。武家の場合は軽輩に対しては猩々緋・羅紗・羅背板などについての規制が各藩で出されている³⁷⁾。『鸚鵡籠中日記』元禄6年6月26日(1693)の記事では³⁸⁾、

毛類の羽織など勿論着用致すべからず。羅紗、合羽用い来たり候面々も、小身の輩御国においては遠慮有る可し。

という触状の文言がみられる。このように町人や軽輩の武士にまで及ぶ羅紗・羅背板などへの情熱は“とろめん”を次第にこれに次ぐもの、あるいはこれに代わるものと位置づけて行ったのではなかろうか。このような“とろめん”的性格づけは江戸初期にまで遡行させることができそうである。

江戸前期におけるもう一つの“とろめん”的使用例に足袋がある。『人倫訓蒙図彙』³⁹⁾〔元禄3年(1690)〕には「羽織師」の項に「はをりの仕立、袴、足袋を仕立てる羽織やと号す」とある。羽織と足袋は素材を同じくする事が多く、技術的にもこのような業態が成立したと思われる。因みにもんば・うんさいも足袋に使われる。また「足袋師」の項には、「とろめんたび、これを縫小路通御幸町より西の方にあり。又室町通四條の南にもあ

[表3]

『駿府御物帳』元和二年(1616)より

		尾州	水戸
とろしま	巻		1
とろめん	巻	1	
黒とろめん	尺	38.1	
けとろめん	端		1

		尾州	水戸
猩々ひ	尺	345.75	76.1
赤猩々ひ	尺		87.25
赤猩々ひ下	尺		57.1
黒猩々ひ	尺		66.0

		尾州	水戸
へるへとらん	尺	60.0	
白へるへとらん	尺	5.3	43.5
黒へるへとらん	尺	377.3	
"	端		4
赤へるへとらん	尺	35.0	
茶へるへとらん	尺	119.0	
もへきへるへとらん	尺	13.5	
ねずみへるへとらん	尺	27.0	

		尾州	水戸
らしや	尺		43.7
上々黒らしや	尺		214.0
黒らしや	尺	412.0	2.9
茶らしや	尺	48.0	49.4
むらさきらしや	尺	8.1	19.4
むめいろらしや	尺	22.0	
ききよう色らしや	尺	31.0	
るりらしや	尺	21.5	
ねずみらしや	尺	122.2	
こんらしや	尺	78.0	
もえきらしや	尺	4.95	
あさきらしや	尺	46.0	
こいあさきらしや	尺	4.5	
黒らしやゑげれす	尺	50.1	
"ほうれんしや	尺	117.0	

り」と記されているが、寛永15年（1638）に成る『毛吹草』⁴⁰⁾（松江重頼編）にも山城国産物の項に「綾小路足袋」があげられており、「とろめん足袋」をここまで遡らせることができるかも知れない。

とろめん足袋の着用例としては西鶴の『椀久一世の物語』⁴¹⁾〔貞享2年（1685）〕の場合があげられる。大坂堺筋の商人椀屋久右衛門が豪遊の果てに家財を蕩尽し、貧窮孤独のうちに精神も錯乱し、水死するという物語である。貧窮の末、鉢坊主となった椀久が、

日本橋をわたる時、過ぎし頃悪所の友を見かけ、はいて居たるとろめん足袋を所望する程に、脱ぎて取らすれば、「今すこしだきなる」とて、手に取るより捨てける。

とある。また椀久最後の面影は、

むしやくしやあたま、立島の布子、丸ぐけのひとへ帶、革巾着のあきがら、ふところに伊勢天目、すひ口なしの烟管、とろめんのくつたび、細緒の奈良草履、横ひねりのありき振

と描かれる。零落したとはいえ豪遊に財を費やした男のこだわりや、遊蕩に果てた末期の姿に描かれるとろめん足袋には不思議な哀れを感じるが、西鶴作品にはおしゃれな足袋が人々と登場し、とろめん足袋はや、精彩を欠いた登場である。

(4)

江戸後半期になると“とろめん”は庶民の世界に浸透し、都市民の生活の中で種々な表情をみせることとなる。通と野暮の姿を極端に描き出す洒落本の世界にもいくつかの例をみることができる。

『穿当珍話』⁴²⁾〔八幡大名著 宝暦6年丙子正月（1756）〕は口合の指南書であり、指南を受けようとする客人が先生のもとに次々と訪れる。その一節に、

古艶 私は昨日さうれいに参ました扱淨土宗のいんどうはながうてたいくつ致しました長門いんどうで御ざります

先生 笠をめしたのそれもんどうとうげの孫ぢやくしかい何に青蜉す其たばこ入御見せ被成ムウとろめんじやの

青蜉 とろめんいらすの早ざん用

先生 是を羽織に致したひ

古艶 羽織新上るりの道行

先生 出來ました

と入門者を持っているたばこ入の“とろめん”から羽織への連想が引き出される。当時たばこ入れというと羅紗だとか唐棧だとかはやりの裂を用いしやれるものだったが、ここではとろめんが使われ“とろめん”といえば羽織と、きまりの如く連想されるのである。そのとろめん羽織の持つ性格の一つとして、野暮な田舎侍の姿を特徴づけることがある。

『世説新語茶』〔大田南畠著 安永6年（1777）〕では、広小路あたりをうろつく田舎侍伝五右衛門が登場する。

ちくさ色ぐんない丸一の紋所付た浅黄うらの小袖にもめんな、子の帯をメ黒毛どろめんにもへぎかいきのうらを付た袴羽おりうこんもめんのじゆばんを五分長に出しやうかん色の袖づきんに顔をかくし大小をくはんぬきにさしづ、みばしよりに中ぬきぞうりをはき扇で拍子をとり……

ここで伝五右衛門は、“浅黄うら”とよくからかわれる典型的な田舎侍に描かれている。また『美止女南話』〔七珍万宝著 寛政2年（1790）〕にも野暮侍と思われる例がみられる。

むかふから西国大名の。家中と見へ年の頃三十七八くらいにて。中肉にあから顔なる侍。鼠の毛どろめんの羽折。其だけ一身有半なるに。空色ちりめんの紋付たる小袖。黄八丈の下着。みぢかい手拭であたまをつつみて。うしろの方でゆわへ。

という姿である。いずれもとろめん羽織を着た江戸初期以来の伝統的な下級武士の姿である。“毛どろめん”とあるから毛織物であろう。同じとろめん羽織でもこのような野暮な田舎侍を象徴するのとは対象的に、通人のしゃれた好みとして登場する場合がある。『格子戯語』〔東流拂振鷺著 寛政2年〕は、三人のしゃれ男——一人はいしやだといわれる男、一人はとのである——を描いているが、その一人の顔艶は、

くわかへし小紋のりうもんの上着、三ツついにはた餅しづりのあわせしゆばん。白毛どろめんの袴羽織に。去しんそとの蔵の壁の如くむまき付。二日目のさかやきにすこし風をひいた見へあり。こげ茶むじかべちよろの帯。金から皮の前シどうらんに。扇を筋かいにさして。諸事人がらのよき思ひ入。左りのつまをちよいと取まん中に立て居る。△此着なかしの出よつ程そげてじみなるはいわくあり可考

とある。その姿はよほどのそげもの、つまり浮世を茶にして暮らすかわり者という風情だというのである。白い毛どろめんの袴羽織には蔵の壁のようなむまき⁴³⁾の文様がついているのか。『文選臥坐』（佐保川狂示・蒼竜闕湖舟・梅暮里谷我作 寛政2年）「東北の雲談」にも、富裕な町人の若隠居茶人を訪う医者を描いた場面がある。

新でん 雪月花三ツの樂といふが雪ほと風流なものはあるまいことに銀世界じやト折
ふしや丁けい 茶とろめんの長合羽たいこ半ぶん
仲人しつかりつつとゑんがはへ通り——嗚呼ふた
る雪哉、雪似鵝毛飛散乱。をれば合羽を着て立
誹諧士はどうでごせヘス

これらは通人の特別の思い入れのある場面での装いの中に使われた例である。また町の侠い者や岡場所での遊び上手な手代など、時の流行児がいきに装ったとろめん帶の描写がある。『侠者方言』〔著者未詳 明和8辛卯年（1771）〕

五月の始神田辺にて。年頃廿七八の男。ひたいきれいに抜上ヶ。藍さびの帷子に紅麻じゆばん。こんのぢよんとろめんの幅の広き帯を。むすびめちいさく結び。薄浅黄小紋の縮緬の単羽織と。晒の手拭を肩にかけ。きつつけの尻の反ツた雪駄をはいて肩から先すじかいに歩行。

町の侠い者の言語動作を活写することを趣向としたという話の発端に登場するのがこの男である。藍色系でまとめたいなせな侠い者の装いの中で幅広い帯を小さい結び目に締めたその帯は「こんのぢよんとろめん」⁴⁴⁾である。『寸南破良意』〔南鎌堂一片著 安永4乙未年(1775)〕は岡場所鹿鳴島を描写し、穿ちが精細で風俗の特色を描いているとして高く評価される作品であるというが、いろいろな人物をとりあげ、その風姿を描いている。その中で「手代」は、

もみあげ。少し置たる。上方本田。額鬢通りぬき。やさかたなる男。呉服屋の。若いものと。見えて。みぢん残留の裕に。和どろめんの帯。こくらのあわせ羽織。びらうどの紙入。唐さらさのたばこ入。というなりに描かれる。ここでは「和どろめんの帯」が描かれており、模織品ではあるが、呉服屋の手代のみぢん残留の裕、びらうどの紙入、唐さらさのたばこ入れなどと合わせ考えると決して評価の低いものではなさそうである。これらには軽輩の士分を象徴する“とろめん”とその同じ名を持つ“とろめん”をしゃれた装いの中でききなものに仕立て、いる都市民の姿がある。

また、それにとどまらずより一般の市井の庶民の日常の生活の中での“とろめん”的愛用がみられる。『京都町触集成』⁴⁵⁾にその様子をみてみよう。ここには京の町中で行方不明になった者についての届出が記載されている。そのうち服装記載のある元文4年(1739)から安政6年(1859)までのものをとりあげてみると、宝暦12年(1762)から天保7年(1836)までの間に“とろめん”着用の例がみられる。表4に示す如く、成人男子260例

中、とろめん帶着用者41、とろめん裕2、とろめん羽織1であり、そのほとんどが中小の町人および百姓である。男児の場合⁴⁶⁾は181例中12例で、下人や小者である。浅黄木綿の襦袢、嶋木綿の裕や布子にとろめん帯という姿である。色は紺系統が最も多く、茶・鼠・白などである。女子の場合は使用例が少なく、藍天毛兜羅綿のひふでんちや、けんほう小紋ととろめんのつき交ぜ帯、白毛とろめん帯など少しおしゃれなもののように思われる。因みに『守貞漫稿』⁴⁷⁾によると「天保前三都賤業の徒羅紗帯を用ひし」「天保初京坂賤夫黒のへると帯専用せり京坂諸雇夫又は木津邑難波邑其他近村の農夫迄用レ之し也羅紗へると帯は専ら神田結びにする也」とあり、庶民におけるとろめん帯の着用も、これらと一連的好みかと思われる。また『徳川禁令考後聚』⁴⁸⁾に裁許例として、天明5年丑年の「上州桐生新町八之允下代十兵衛相手同町宗三郎質物出入吟味仕候趣申上候書付」がある。これは質物の受け払いに関するトラブルについての裁許例であるが、ここでは上州桐生新町の百姓宗三郎丑四拾歳が、「男小袖三ツとろめん裕羽織壱ツ都合四品」質に入れ金三両借りた記載がある。どの程度の百姓かわからないが、ともかくも百姓にとろめん羽織が用いられていたことがわかる。

このように見てくると“とろめん”は非常に振幅の広いイメージと実体を持つ裂であることがわかる。羅紗・羅背板に次ぐものとして位置づけられ、武士の軽輩の羽織や合羽、あるいは足袋の素材としての用途を持ち、後には野暮な田舎侍の姿を特徴づけるものとなる。一方では庶民生活の多くの場面に登場し、この時には羅紗や羅背板に代わるものでありながら必ずしもこれの代用品というだけではなく、独自の主張を持つものになっていたのではないかと思われる。ともあれ“とろめん”は江戸時代庶民までもが多様な方法で自らのものとして消化し得た渡来裂であったといえよう。

(文中傍点……は筆者による)

(以上)

[表4]
『京都町触集成』より「とろめん着用例」

	件数	帶	裕	羽織
成人男子	260	41	2	1
男 児	181	12		
成人女子	90	1		1
女 児	125	3		

とろめんの内訳

	成 人 男 子	男 児
	帶	裕
花色とろめん	22	6
紺とろめん	2	
浅黄とろめん	1	
あいとろめん		1
茶とろめん	4	1
納戸茶とろめん		3
鼠とろめん	4	
白とろめん	3	
色立戸呂綿	1	
兜 羅 綿	4	1

謝辞 資料写真掲載を御許可下さいました国立歴史民俗博物館に心より御礼申し上げます。

注

- 1) 大野晋他編『岩波古語辞典』1974年版 によると「文明本節用集」に採録されているとある。また『節用集大系』大空社刊 平成7年では、まだ衣服に関する語の収録が少ない慶長年間のものに「金襷、段子、兜羅面」があげられている。
- 2) 例えば次のようなものに採録されている。
『女重宝記』五ノ巻三「絹布類」元禄5年(東横学園女子短期大学女性文化研究所叢書第三輯、平成3年刊による)
『当流緞布裁様』による「元禄8年頃(1695)における織物名と布幅一覧」に「とろ緞 金指1.60尺」の記載がある。(『女子教育における裁縫の教育史的研究』関口富左著 家政教育社刊 昭和55年による)
『商売往来』作者未詳 宝永以後享保以前の作(『続々群書類従』第十 所収)
『女学範』大江資衡著 明和5年(『武家時代女学叢書 弐』有楽社刊 明治38年 所収)
- 3) 『家政学文献集成』統編 江戸期V 渡辺書店刊 昭和44年 『古事類苑』産業部二 吉川弘文館刊 昭和49年 による。
- 4) 石田瑞磨訳『往生要集』平凡社東洋文庫 昭和43年版
- 5) 同上の注釈による。
- 6) 『上村六郎染色著作集』所収「民族的染色文化に関する二・三の考察 三、馬具染色考」思文閣出版 昭和54年
- 7) 日本織物新聞社(昭和6年初版 昭和9年増補版) 昭和49年復刻版による。
- 8) 『古事類苑』吉川弘文館刊 昭和59年 による。
- 9) 『日本経済叢書』巻五 日本経済叢書刊行会刊 大正3年
- 10) 村上直次郎訳 岩波書店刊 昭和31~32年
- 11) 新訂増補国史大系 第45~47巻 『徳川実紀』第8篇 吉川弘文館刊 昭和8~10年によると,
有徳院殿御実紀 享保16年2月28日の条
惇信院殿御実紀 寛延3年3月1日の条
浚明院殿御実紀 明和3年3月1日の条
明和4年3月1日の条
明和6年3月13日の条
明和8年3月1日の条
安永元年3月15日の条
安永2年3月15日の条
に、さるぜ、さあいの記載がある。例えば安永2年(1773)の場合、「猩々緋一種、大羅紗八種、小羅紗四種、羅背板四種、ごろふくれん一種、へるへとあん

三種、さるせ三種……」

- 12) 山脇悌二郎著『長崎の唐人貿易』吉川弘文館刊 平成7年
- 13) 天明9年(1789)版『和漢絹布重宝記』に「三一四十年已來、和産の絲、格別に勝れ、舶來の絲にも勝るゆへ、日本絲ばかりにて織なり」とあることを引用して解説されている。
- 14) 内閣文庫発行 昭和45年による。
- 15) 表紙「子壹番割
亥七番船 端物切本帳
同八番船 并 別段商法持渡切本
別段壳端物切本
天保十一年子二月」
所有者名の書かれていた場所は切り取られている。
- 16) これについては「和名抄所謂兎褐是也」とされているが、『倭名類聚鈔』〔源順著 永平5年(935)以前〕に「蔣鯁切韻云兎褐戸葛反此間云止加千縫衣以兎毛和織也」
- 17) 前田泰次校注 平凡社東洋文庫 昭和49年
- 18) 生活の古典双書5 八坂書房 昭和48年
- 19) 『近世歴史資料集成第II期第I巻日本産業資料(1)総論』科学書院刊 1992年 所収。訳・編 浅見恵、安田健
- 20) 「京都にて織出す織物甚だ巧奢にて、唐織にまげず。中にも羽二重はもろこしにもまさりてこまやか也。其品々大概、緞子、縫珍、金襷、……以下略」と並べられている。
- 21) 後藤捷一著『日本染織文献総覽』染織と生活社刊 昭和55年に掲載。
- 22) 日本隨筆大成 卷十 第I期 昭和3年
- 23) 日本古典文学大系『風来山人集』岩波書店刊 昭和44年
- 24) 群書類従 卷第四百八 第二十二輯 昭和57年版
- 25) 群書類従 卷第四百十八第二十三輯 昭和57年版
- 26) 二木謙一著『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館 平成5年 にくわしい。
- 27) 『戸田茂睡全集』 国書刊行会刊 大正4年
- 28) 藩法研究会編『藩法集4』 創文社刊 昭和38年
- 29) 藩法研究会編『藩法集9』 創文社刊 昭和45年
- 30) 「うんさい」であると思われる。「う」の読みちがえであろう。
- 31) 岩生成一訳注 異国叢書 東京駿南社刊 昭和4年
- 32) 徳川義宣著『駿府御分物帳に見られる染織品について』 昭和53年3月(『金鯱叢書』第四輯所収)により作成。
- 33) 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店刊 1976年
- 34, 35) 『徳川禁令考』司法省蔵版 明治28年 所収「大坂町中諸法度」
- 36) 33) に同じ。
- 37) 藩法研究会編『藩法集』によると岡山藩、徳島藩,

- 熊本藩、高崎藩など多くの藩にみられる。
- 38) 加賀樹芝朗著『元禄下級武士の生活』雄山閣刊 昭和45年 による。
- 39) 日本古典全集 所収 正宗敦夫編纂校訂 昭和53年版
- 40) 新村出校閲 竹内若校訂 岩波文庫 1988年版
- 41) 『対訳西鶴全集』四 麻生磯次・富士昭雄訳注 明治書院刊 昭和53年
- 42) 『洒落本集成』中央公論社刊 昭和53~57年 以下、洒落本からの用例は本書による。
- 43) 『日本国語大辞典』小学館刊 昭和51年によると、むまき(牧・馬城)。『大言海』富山房刊 昭和10年にによると、ウマキ(馬柵)から牧になったとする鈴木棠三説をあげている。
- 44) 『守貞漫稿』第17編によると「じょん かつさんは幅りんに近し」とある。
- 45) 京都町触研究会編 岩波書店刊 1983~87年
- 46) 18歳以下を男児として集計した。
- 47) 喜田川守貞著 文潮社書院刊 昭和4年版
- 48) 司法大臣官房庶務課編 博聞社刊 明治27年